



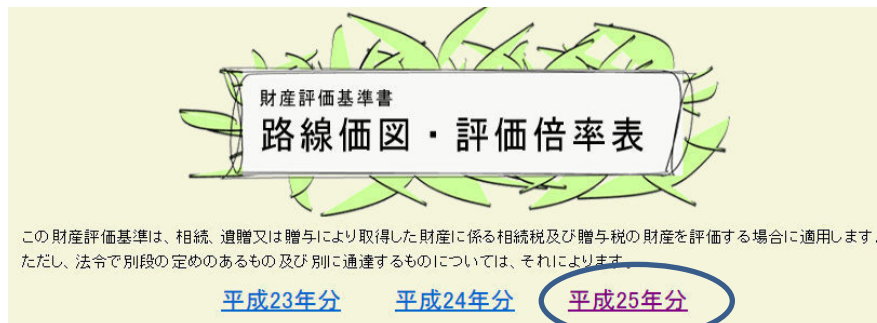
平成25年度「路線価」が公表されました

国税庁は7月1日、相続税や贈与税の算定基準となる2013年1月1日現在の路線価を公表しました。全国約36万地点（標準宅地）の対前年の平均増減率はマイナス1・8%で5年連続の下落。下げ幅は前年より1ポイント小さくなり、マイナス5・5%だった09年以降、4年続けて縮小しています。

京都府内の標準宅地の路線価（1平方メートル）は対前年の平均増減率がマイナス1・1%でした。5年連続で前年を下回りましたが、下落幅は同0・4ポイント縮小しています。この3年は下げ幅の縮小が続いています。

府内13税務署ごとの最高路線価は東山が上昇に転じ、5年ぶりに上昇地点が出ました。東日本大震災で落ち込んだ観光需要の復調が影響しているとみられます。一方、府北部を中心に前年より1署多い6署で下落。昨年豪雨災害の発生した宇治、福知山は前年の横ばいから下落に転じました。下京や中京、昨年以下落した宮津など6署は横ばいでした。最高路線価の府内トップは、京都市下京区四条通寺町東入ルの252万円。

★国税庁ホームページ <http://www.rosenka.nta.go.jp>



※路線価（ろせんか）とは

宅地の価額がおおむね同一と認められる一連の宅地が面している路線（公衆が通行する道路のこと）について、その路線に面する宅地の1平方メートル当たりの価額を1,000円単位で表示したものを「路線価」という。

宅地の価格水準が基本的にはその宅地が面する道路によって決定されるという発想にもとづいて、宅地の価格水準を道路ごとに表示したものと考えることができる。

公的な土地評価では、相続財産評価および固定資産税評価においてこの路線価が使用されている。

相続財産評価では市街地の宅地については路線ごとに「路線価」を定め、この路線価を基準として各種の補正率を適用し、宅地の財産評価を行なう。

なお、相続財産評価の路線価は、平成4年以降は地価公示の8割程度となるように評定されている。